

平成23年度委託プロジェクト研究応募要領

農林水産省農林水産技術会議事務局では、平成23年度から実施予定の委託プロジェクト研究を実施するに当たり、当該委託プロジェクト研究への参加を希望する企業・研究機関等を一般に広く募ります。研究への参加（公募課題の受託）を希望される方は、本要領に従って提案書を提出して下さい。

なお、委託プロジェクト研究は、平成23年度予算政府案に基づき公募を行っているため、今後、変更等があり得ることをあらかじめご承知おき下さい。

1 プロジェクト研究公募課題（詳しくは別紙4～10をご参照下さい）

- (1) 農林水産物・食品の機能性等を解析・評価するための基盤技術の開発 別紙4
- (2) 画期的な農畜産物作出のためのゲノム情報データベースの整備 別紙5
- (3) 海洋微生物解析による沿岸漁業被害の予測・抑制技術の開発 別紙6
- (4) アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト 別紙7
- (5) 鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫等の効率的なリスク低減技術の開発 別紙8
- (6) 新農業展開ゲノムプロジェクト 別紙9
- (7) 気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のための技術開発 別紙10

2 応募資格等

(1) 資格要件（単独での応募及び複数機関による応募の両方に共通）

応募することができる者は、次の①から⑤までの要件を満たす者です。

- ① 企業、技術研究組合、特例民法法人、独立行政法人、大学、地方公共団体等の法人格を有する研究機関（※）であること。
- ② 平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。（提案書提出時に参加資格のない者は、平成23年2月下旬に予定している公募課題に係る審査委員会の開催までに競争参加資格を取得して下さい。地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）
- ③ 委託契約の締結に当たっては、農林水産省農林水産技術会議事務局から提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ⑤ 応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究開発責任者（プロジェクトリーダー）及び経理責任者を設置していること。

なお、研究機関が、平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。

(<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>)

また、新たに申請を行う場合には、「統一資格審査申請受付サイト」をご覧ください。(<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>)

※ 研究機関とは、法人格を有する者であって、以下の4つの条件を満たす機関を指します。

- ① 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
- ② 研究開発を行うための経営基盤を有すること。
- ③ ①及び②について管理能力を有すること。
- ④ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

(2) 複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、公募課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関に再委託することが出来ません。

このため、複数の研究機関等が共同で公募課題を受託しようとする場合には、研究グループ（コンソーシアム）を構成し、次の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、研究グループの中核機関から応募していただく必要があります。

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての機関が同意していること。
- ② 研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、研究グループとして応募者が実施する研究課題に関する規約を策定すること若しくは研究グループ参加機関が相互に応募者が実施する研究課題に関する協定又は共同研究契約を締結することが確実であること。
- ③ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登記者名簿登録申請書」を提出すること。

なお、研究グループを採択した後、契約締結前までの間に、当該研究グループを構成する研究機関に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

また、研究成果を生産現場等へ迅速に導入・普及させる観点から、公募課題によっては、研究グループに、都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の機関（以下「普及支援組織」という。）が参画することが必須となります。

詳しくは、各公募課題に係る別紙4～10をご覧ください。

3 応募について

（1）応募方法

応募者は、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を利用して電子申請を行って下さい。

e-Rad を利用して応募するためには、あらかじめ研究機関及び研究者情報の登録手続きを行う必要があります。e-Rad を利用した電子申請の詳細については、別紙1をご覧ください。

郵送、持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けることが出来ませんので、ご注意下さい。

（2）応募書類

提案書一式

（提案書の作成に当たっては、本要領に従い、提案書（別紙3）にご記入下さい。
なお、提案書は日本語で作成して下さい。）

（3）応募に当たっての注意事項

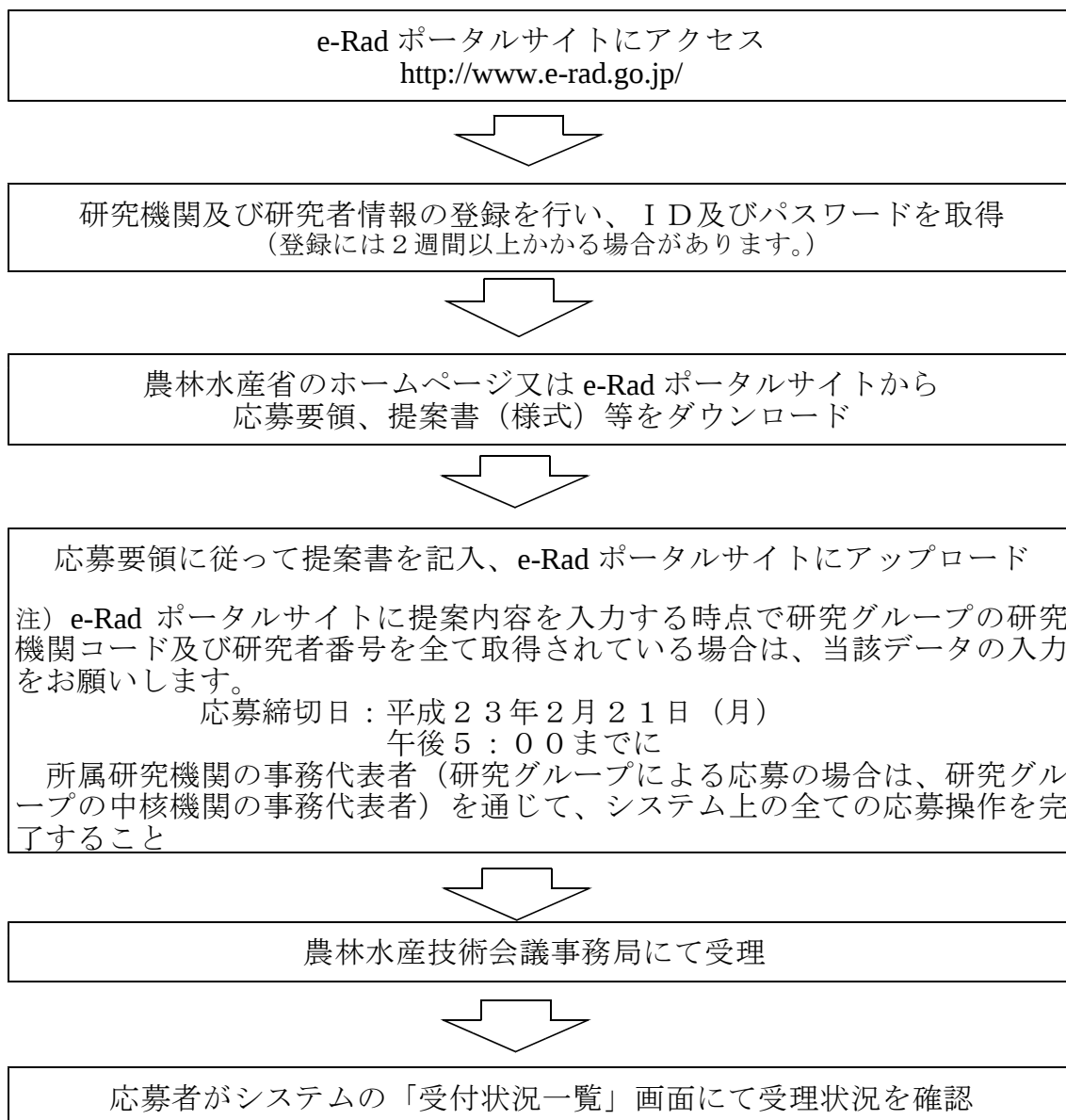
応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。

提出した応募書類を締切期限内に差し替え、又は修正する場合は、事前に農林水産技術会議事務局担当者までご連絡下さい。（あらかじめ農林水産省側で、上書き禁止の解除操作を行わないと、応募書類をシステム上で修正することができません。）差し替え又は修正が締切期限までに行えない場合は、差し替え又は修正はなかったものとさせていただきます。

また、次の場合には応募は無効となりますので、ご注意下さい。

- ① 応募資格を有しない者の提案書。
- ② 提案書に不備があった場合は提案書の修正を依頼いたしますが、期限までに修正できない場合。
- ③ 提案書に虚偽が認められた場合。

応募の流れ
(e-Rad を利用した電子申請)



注) e-Rad を利用した電子申請の際には、システム上にアップロードしただけでは、農林水産省に提出されません。また、提案者が提出した応募情報に対し、所属研究機関の事務代表者によるシステム上の承認行為が行われないと、農林水産省に提出された扱いにはなりませんのでご注意ください。

4 委託先の選定

(1) 選定方法

委託先の選定は、外部専門家（大学、企業などの研究者等）等で組織する審査委員会において、(2)の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては、必要に応じて、応募者に、提案書の他に、追加資料等の提出や別途ヒアリングを求める場合があります。

また、審査委員の所属、氏名等は、委託先決定後、ホームページで公表します。ただし、提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等に配慮するため、審査内容は公表しません。

(2) 審査基準

委託先の選定に関する審査基準は以下のとおりです。

- ① 提案内容が別紙4～10の「研究開発の具体的内容及び達成目標」に示した方針に合致しているか。
- ② 提案内容が別紙4～10の「達成目標」に示した目標に向けて十分な内容となっているか。
- ③ 提案内容が技術的に優れているか。
- ④ 提案内容に実現可能性があるか。また、研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか。（知的財産の取り組み状況（管理体制等の規定の有無）を含む。）
- ⑤ 研究開発の実施体制や管理能力等が優れているか。
- ⑥ 提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。

5 選定結果

(1) 選定結果等の通知

選定結果は、平成23年3月中旬頃までに速やかに応募者（研究グループによる応募の場合は中核機関）に通知するとともに、予定委託先名（研究グループによる応募の場合は研究グループ名（コンソーシアム名）、中核機関名及び他の研究機関等（コンソーシアムに参加する共同研究機関等）名を含む。）を農林水産省のホームページで公表します。予定委託先に採択した旨を通知する際、必要に応じて、研究実施に当たっての留意事項を付す場合があります。

なお、提案者の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容等に関する照会には応じません。

(2) 複数採択

多様な企業、研究機関等による研究を促進する観点から、公募課題によっては、複数の応募者を採択する場合があります。

6 委託契約の締結及び契約上支払対象となる経費

(1) 委託契約の締結

5の(1)により採択された者と、平成23年度政府予算成立後、委託契約を締結します（研究グループにより研究課題を実施する場合は、研究グループと委託契約を締結）。なお、採択された者には、政府予算の成立前であっても、委託契約に必要な書類を速やかに提出していただきます。

7により開催するプロジェクト研究運営委員会は、研究開発責任者の参加を求めますが、委託契約の締結前に開催する際には、研究開発責任者に旅費等の負担を求めることがありますので、御承知おき下さい。

研究グループが研究課題を実施する場合は、これまで当該研究グループの代表機関と農林水産省との間で委託契約を締結した上で、代表機関において、研究の一部を研究グループ内の共同研究機関と再委託契約を締結することにより委託プロジェクト研究を実施していましたが、平成23年度からは、研究グループと農林水産省

が直接契約することとしました。詳しくは別紙2をご覧ください。

(2) 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

1) 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

① 人件費

研究・開発に直接従事する研究開発責任者、研究員等の人件費。

なお、国、あるいは、地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できません。

② 謝金

委員会の外部委員等に対する出席謝金及び講演、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金。

③ 旅費

国内外国へ出張に係る経費。

④ 試験研究費

・ 機械・備品費

委託プロジェクト研究の研究課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が3万円以上の物品とします。ただし、研究開発用器具及び備品（試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡）については、取得価格が10万円以上の物品とします（ただし、借用（リース等）の方が経費を抑えられる場合には、経済性の観点から可能な限り借用して下さい。この場合の経費は、借料及び損料になります。）。

・ 消耗品費

委託プロジェクト研究の研究課題で使用するもので、機械・備品費に該当しない物品。

・ 印刷製本費

報告書、資料等の印刷、製本に係る経費。

・ 借料及び損料

物品等の借料及び損料。

・ 光熱水料

研究施設等の電気、ガス及び水道料。

・ 燃料費

研究施設等の燃料（灯油、重油等）費。

・ 会議費

委員会等の開催に係る会議費。

・ 賃金

委託プロジェクト研究に従事する研究補助者等に係る賃金。

・ 雑役務費

物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等。

⑤ その他必要に応じて計上可能な経費

外国人招へい旅費・滞在費、特許出願経費等。

2) 一般管理費

④の試験研究費の15%以内。

3) 消費税等相当額

1) 及び2) の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の5%。

- ※1 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本研究が占める割合（エフォート（研究専従率）※2）を人件費単価に乗じた額として下さい。
- ※2 エフォート（研究専従率）
総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。
- ※3 直接経費に計上できるものは、研究課題の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合はご注意下さい。
また、委託プロジェクト研究を含む複数の外部資金から研究員、研究補助員等に人件費等を支払う場合は、委託プロジェクト研究の研究課題に直接従事する時間数により算出することになります。この場合、作業日誌等により十分な勤務管理を行って下さい。
- ※4 一般管理費は直接経費以外で委託プロジェクト研究に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、委託プロジェクト研究に係る経費であることを明確に区分して下さい。
- ※5 研究グループ参加機関が特例民法法人の場合は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、国から特例民法法人に交付された補助金等を年間収入の3分の2未満とする必要があります。

（4）購入機器等の管理

委託プロジェクト研究により受託者（研究グループにより公募課題を実施する場合は、研究グループを構成する全研究機関をいう。以下同じ。）が取得した物品（機械・備品費で購入した機械装置等）は受託者において、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。管理のため、委託プロジェクト研究の購入物品であることを、管理簿に登録するとともに、物品にシールを貼るなどにより、明示して下さい。

なお、取得した物品の委託プロジェクト研究終了後の取り扱いについては、個別に、国への返還の要否をお知らせします。（例えば、委託プロジェクト研究実施のために設置したプラントを、研究終了後にお譲りする場合があります。）

7 研究開発の運営管理

農林水産技術会議事務局は、研究開発責任者と密接な関係を維持しつつ、委託プロジェクト研究の目的及び目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

委託プロジェクト研究の運営管理は、「委託プロジェクト研究の実施について」（平成18年2月23日付け17農会第1466号農林水産技術会議事務局長通知）に基づき実施します。

現在、研究の管理・運営、評価の徹底の観点から、本通知について、平成23年1月中を目途に改正を予定しています。公募課題の受託を希望される方は、改正後の通知をご確認下さい。（現時点の通知については、

http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2011/project2011_new_expansion をご参照下さい。改正後の通知についても、同URLにて公表予定です。）

平成22年12月現在の「委託プロジェクトの実施について」の概要は次のとおりです。

- ① 農林水産技術会議事務局は、委託プロジェクト研究の開始に当たり、各委託プロ

ジェクト研究の進行管理、関係各局との調整等を行う責任者としてプログラムオフィサー（ＰＯ）を農林水産技術会議事務局内に設置します。ＰＯは、研究の進捗状況及び成果を把握するとともに、関係者に報告し、必要に応じて研究開発責任者（プロジェクトリーダー）に対し指導等を行います。

② 農林水産技術会議事務局は、委託プロジェクト研究毎に、プロジェクト研究運営委員会を設置します。

プロジェクト研究運営委員会は、ＰＯを委員長とし、農林水産技術会議事務局の関係課室や外部専門家（大学、企業等の研究者等）等により構成します。なお、必要に応じ、行政部局の関係課室長等や研究開発責任者の参加を求める場合があります。

プロジェクト研究運営委員会では、

- ・ 推進方策の検討
- ・ 実施期間全体及び毎年度の研究実施計画の検討
- ・ 研究の進捗状況、成果の把握

等を行います。なお、初年度を除き、毎年度の研究実施計画案の策定に当たっては、研究の進捗状況や評価等も踏まえて検討します。

研究開発責任者は、ＰＯの指導のもと、同一委託プロジェクト研究における他の研究開発責任者と連携体制を整備し、研究の進捗状況の整理、研究実施計画案の作成等にご協力いただくことになります。

8 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進に係る基本的取組指針※に基づき、当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

（※については、内閣府ホームページ

（<http://www8.cao.go.jp/cstp/s&tsonota/taiwa/index.html>） をご覧下さい。）

9 研究成果の取扱い

（1）研究成果の報告等

受託者には、委託契約に基づき、研究成果が得られた場合及び委託契約期間終了時に、遅滞なく、研究成果報告書又は実績報告書を農林水産技術会議事務局長に提出していただきます。また、委託プロジェクト研究終了後の翌年度に農林水産技術会議事務局で発行する「研究成果」シリーズのために、原稿を提出していただきます。

（2）研究成果等の公表

- ① 構成員が、自己の研究成果を公表しようとするときは、事前にその内容を他の構成員及び代表機関に対し、書面によって送付して下さい。
- ② 代表機関は、これら構成員とともに成果の公表に係る合理的な措置を検討するものとします。
- ③ 受託者は、新聞、図書、雑誌、各種シンポジウム、学会等において、研究課題に係る活動又は成果が公表される場合には、事前にその概要を農林水産技術会議事務局に連絡して下さい。また、公表に当たっては、研究課題に係る活動又は成果であることを明記して下さい。

（3）研究成果の帰属

委託プロジェクト研究を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場

合、その知的財産権は農林水産技術会議事務局に帰属しますが、以下の事項の遵守を確約することを条件に、受託者(研究グループにより委託プロジェクト研究を実施する場合は、研究グループを構成する全研究機関又はその一部)に帰属させることができます。(この場合には、委託契約書に基づく確約書を事前に提出していただきます。)

- ① 研究成果が得られた場合には、受託者は、遅滞なく農林水産技術会議事務局長に報告すること。
- ② 農林水産技術会議事務局長が公共の利益のために、特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合、農林水産技術会議事務局長に対して当該知的財産権を無償で許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、このことにつき正当な理由が認められない場合であって、農林水産技術会議事務局長が特に必要があるとして理由を明らかにして求める場合に、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。
- ④ 当該知的財産権を第三者に譲渡又は許諾する場合には、法人の合併又は分割により移転する場合、及び次のアからウまでに規定をする場合を除き、あらかじめ農林水産技術会議事務局長の承認を受けること。
 - ア 子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合
 - イ 承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合
 - ウ 技術研究組合が組合員に当該特許権等の譲渡又は許諾をする場合

研究グループによる研究の場合は、必要に応じて、一部の研究機関の間で持ち分を定めることができます。詳細については、農林水産技術会議事務局長にお問い合わせ下さい。

(4) 知的財産権の管理

知的財産権については、次の事項についてのご留意願います。

- ・ 委託プロジェクト研究は、国の委託による研究であることから、日本国内の農林水産業の振興に支障を来すなど、不相当と判断される場合には、(3)により知的財産権を受託者に帰属させることができません。また、受託者が(3)の条件をみたさない場合も特許権等を承継させることはできません。
- ・ 委託プロジェクト研究の研究成果によって得られた知的財産権については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月23日総合科学技術会議決定)及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日総合科学技術会議)に基づき、対応することとします。(詳しくは http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2011/project2011_new_expansion.htm をご参照ください。)
- ・ 特許法では特許を受ける権利は発明者に帰属しますが、従業者等が職務として研究・開発した結果完成した発明(職務発明)に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者の貢献を認めて、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継すること(あらかじめ特許を受ける権利又は特許権を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと)を認めています。

受託者である法人と、その従業員の間の権利の帰属については、受託者内部の話ではありますが、委託契約の遂行に支障を来さないよう、農林水産技術会議事務局では、研究成果が得られる前に、職務発明に関する規定等を整備することを推奨しています。

- ・ 委託プロジェクト研究に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間内外にかかわらず決して第三者に漏らさないで下さい。得られた研究成果をもとにした研究等を別途実施する際には事前にご相談下さい。
- ・ 前述のとおり、出願前に研究成果を公開した場合、新規性は失われ特許権等を受けることができなくなりますので、くれぐれもご注意下さい。

1 0 研究課題の評価等

農林水産技術会議事務局は、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成18年3月31日農林水産技術会議決定）等に基づき、研究課題の評価及び研究により得られた成果の追跡調査を実施します。

受託者には、研究課題の評価に必要な資料の作成及び追跡調査への回答等の協力が必要となります。評価結果等は、研究計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

なお、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」については、研究の効率的かつ効果的な実施のための評価を徹底する観点から平成23年1月中を目途に改正を予定しています。公募課題の受託を希望される方は、改正後の通知をご確認ください（現時点の指針については、<http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyoka.htm> をご参照ください。改正後の通知については、同URLにて公表予定です。）。

平成22年12月現在の「農林水産省における研究開発評価に関する指針」の概要は次のとおりです。

（1）研究課題の評価

- ・ 中間評価：研究期間が5年以上にわたるものについて、2～4年間が経過する時点の前に実施。
- ・ 事後評価：研究実施期間の最終年度に実施。

なお、中間評価を実施しない年度においても、プロジェクト研究運営委員会において研究の進捗状況の点検を実施します。

（2）追跡調査

追跡調査として、得られた研究成果の普及・活用状況について、成果公表の翌年から5年間、研究実施機関に対しアンケート調査を実施します。

1 1 研究費の不正使用

（1）不正使用防止に向けた取組

研究費の不正使用防止への対応については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を策定しました。これらを遵守して委託プロジェクト研究を実施していただくほか、その実施状況の報告等をしていただくだけでなく、場合によっては体制整備の状況に関する現地調査等を行う場合がありますので、ご承知おき下さい。

（※については、http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2011/project2011_new_expansion.htm をご参照下さい。）

取組の一環として、農林水産技術会議事務局においては、委託プロジェクト研究の経費執行に当たり、研究開発責任者、研究実施責任者及び経理責任者等関係者の皆様に、経費を適正に執行いただくため、経費執行についての指導・チェック体制

の整備を行います。

具体的には、以下のとおり行う予定です。

- ・応募申請時：中核機関及び全ての共同研究機関に関して、研究実施責任者及び経理責任者を決めていただき、責任の所在を明確にさせていただきます。
(提案書(別紙3) 2-1)
- ・受託機関決定後：課題採択が決定し次第、新規課題を実施する研究機関の研究開発責任者(コンソーシアムを形成する場合にはコンソーシアム全体の経理を統括する者(以下「経理統括責任者」という。))を含む)に対し、経費の適正執行について説明を行います。
- ・実施1年目：国からの経費受入れに不慣れと思われる研究実施機関に対しては、必要に応じ現地指導を実施する場合があります。
- ・実施2年目以降：適正に執行されているか確認が必要と思われる研究実施機関に対しては、必要に応じ、現地指導を実施する場合があります。

(2) 不正使用等が行われた場合の措置

委託プロジェクト研究及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、一定期間、委託プロジェクト研究への参加、応募を認めません。

ア 研究費の不正使用を主導的に行った研究者

委託費等を返還した年度の翌年度以降2年以上5年以内の期間で、その不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間。

イ 不正受給を主導的に行った研究者

委託費等を返還した年度の翌年度以降5年間。

ウ 不正使用等を共謀して行った研究者

その不正使用又は不正受給を主導的に行った研究者と同一の期間。

エ 他府省を含む他の委託費等において不正使用等を主導的に行った研究者及び共謀して行った研究者

当該委託費等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間。

なお、上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関に情報提供いたしますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

また、研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者が所属する研究機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同研究機関に所属する全ての研究者について、一定期間、委託プロジェクト研究への応募を認めないこととします。

1 2 虚偽の申請・虚偽報告などの偽りに対する対応

委託プロジェクト研究において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、実施研究課題に関する委託契約を取り消し、委託費の一括返済、損害賠償等を受託機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により委託プロジェクト研究から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については1 1の(2)の不正使用を行った場合と同様の措置を取ります。

1 3 研究上の不正行為防止のための対応

(1) 不正行為防止に向けた取組み

研究上の不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」(平成

18年2月28日総合科学技術会議決定)に則り、農林水産省では、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※)を策定しました。委託プロジェクト研究で実施する研究活動には、このガイドラインが適用されます。研究実施機関においては、このガイドラインに沿って、研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口を設置し、不正行為の告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な体制を整備していただく必要があります。

(※については、http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2011/project2011_new_expansion.htmをご参照下さい。)

(2) 不正行為が行われた場合の措置

研究上の不正行為があったと認定された研究課題の研究開発責任者及び研究員等については、当該研究課題に係る委託経費について、その全部又は一部の返還を求める場合があります。

また、以下のとおり、一定期間、委託プロジェクト研究への参画を制限する場合があります。

ア 不正行為に関与した者については、その不正行為の程度により不正があったと認定された年度の翌年度以降2年以上10年以内。

イ 不正行為に関与しなかったものの、責任者としての注意義務を怠ったなど、一定の責任があるとされた者については、その責任の程度により不正があったと認定された年度の翌年度以降1年以上3年以内。

なお、上記の措置については、当該不正行為の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関へ情報提供しますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

1.4 秘密の保持

委託プロジェクト研究に係る応募書類及び e-Rad への登録のために応募者から提出された資料に含まれる個人情報、委託プロジェクト研究の採択の採否の連絡、今後の契約手続、評価の実施、e-Rad を経由した内閣府の「政府研究開発データベース」への情報提供等、農林水産技術会議事務局が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

なお、採択された個々の研究課題に関する情報(研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名及び研究実施機関等)は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、研究上の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、国の事業への応募制限のための情報提供を、内閣府その他研究資金を所管する国の機関に行います。以上のことをあらかじめご了解の上、応募書類へのご記入をお願いします。

1.5 次年度以降の取扱い

平成24年度以降も継続して実施する研究課題については、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、毎年度、当該研究の実施に先立って、あらためて委託契約の締結を行うものとします。

ただし、10(1)の中間評価及びプロジェクト研究運営委員会における研究の進捗状況の点検の結果により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、次年度以降、委託費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の不実施等を行い、他の重要な研究課題に研究費を振り替える場合があります。

1 6 中小企業の支援

平成23年度プロジェクト研究公募課題については、今後「中小企業技術革新制度（日本版SBI R）」の「特定補助金」に指定することを検討しています。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、株式会社日本政策金融公庫による低利での特別融資、信用保証協会による債務保証枠の拡大並びに担保と第三者保証人が不要な特別な債務保証枠の措置、中小企業投資育成株式会社法による投資対象の拡大、特許料等の減免措置及び小規模企業者等設備導入資金制度による貸付金額並びに割合の拡充措置について、特例の支援措置を受けることができます。

詳しくは、中小企業庁のホームページ
(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/21fy/index.html>) をご覧下さい。

1 7 問合せ先

本件に関する問い合わせは、応募要領の公表後から応募の締め切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これ以外の問い合わせについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきますのでご了承下さい。

記

【プロジェクト研究の公募課題について】

別紙4～10の問合せ先をご参照下さい。

【応募要領全般について】

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課企画班

担当者 大島・渡邊

TEL：03-3502-7438

FAX：03-3593-2209

【契約締結について】

農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班

担当者 藤原

TEL：03-3502-7967

FAX：03-5511-8622

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続きについて

1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システムとは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

（1）e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

e-Rad における研究機関・研究者の登録及びシステムの操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。また、操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイトから参照又はダウンロードすることができます。

マニュアル

研究者用 <http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>

研究機関用 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>

e-Rad ヘルプデスク

TEL 0120-066-877（フリーダイヤル）

（受付時間帯）午前 9：30～午後 5：30（年末年始、土曜日、日曜日、祝日を除く）

※上記以外に関する問い合わせ（事業の具体的内容、応募資格等）は、e-Rad ヘルプデスクではなく農林水産技術会議事務局担当者（応募要領 17 の問合せ先）までお願いします。

（2）e-Rad の利用可能時間帯

（月～金）午前 6：00～翌午前 2：00 まで

（土～日）正午～翌午前 2：00 まで

なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにて予めお知らせします。

2 e-Rad への研究機関・研究者情報の登録

（1）研究機関の登録

委託プロジェクト研究に応募する場合、提案者が所属する研究機関は応募時までに e-Rad に登録されている必要があります。研究機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>）を参照して下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。一度登録が完了すれば、農林水産省及び他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、農林水産省及び他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、e-Rad では研究者の所属する研究機関を所属研究機関と称します。

（2）研究者情報の登録

提案者は、応募時までに提案者の研究者情報を e-Rad に登録し、e-Rad のログイン ID、パスワードを取得しておく必要があります。なお、研究者情報の新規登録は所属研究機関の事務代表者または事務分担者のみ行うことができますのでご注意下さい (e-Rad では、所属研究機関において e-Rad に係る事務を総括する者を事務代表者、分担する者を事務分担者と称します。)。必要な手続きは e-Rad ポータルサイトを参照して下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。

3 e-Rad による応募について

応募者は、e-Rad ポータルサイトから応募要領及び提案書 (様式)、契約書 (案) (Word、一太郎、PDF) をダウンロードし、応募要領に従って提案書を作成して下さい。提案書は日本語で作成して下さい。

※ e-Rad システム上は、提案者から直接農林水産技術会議事務局に対して応募することも可能ですが、委託プロジェクト研究では組織として応募していただく必要がありますので、必ず所属研究機関の事務代表者による e-Rad システム上での承認を得た上で応募して下さい (提案者が直接応募することは避けて下さい。)

※ 共同研究機関が研究機関コード・研究者番号を取得していない場合であっても、中核機関が当該コード・番号を取得している場合は、当該システムへの入力が可能です。なお、その場合、受託機関決定後速やかに、全ての共同研究機関において研究機関コード・研究者番号の取得をしていただき、e-Rad 上の「研究分担者」欄へ共同研究者情報について入力していただくこととなります。

4 応募受付期間

平成 23 年 1 月 6 日 (木) ~ 平成 23 年 2 月 21 日 (月) 午後 17:00

※余裕を持って早めにご応募下さい。

5 e-Rad 使用上の注意事項

- ① 提出書類 (アップロードファイル) は「Word」又は「一太郎」のいずれかの形式にて作成し、応募して下さい。「Word」又は「一太郎」の推奨動作環境については、ポータルサイトを参照して下さい。
- ② 提出書類は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換します。提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとして下さい。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。
- ③ アップロードできるファイルの最大容量は 3MB までです。複数のファイルをアップロードすることはできません。
- ④ 外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認して下さい。利用可能な文字に関しては、e-Rad ポータルサイトに掲載されている操作マニュアル (「研究者向け」1.7-3 ~ 1.7-4 <http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>) を参照して下さい。
- ⑤ 提出書類をアップロード後、「受付状況一覧」画面の受付状況が「所属研究機関受付中」となっている間は、所属研究機関の事務担当者 (e-Rad では、所属研究機関の事務代表者と事務分担者 (e-Rad の事務を分担する者) を総称して事務担当者と称します。) から農林水産省へはまだ提出されていない状態ですので、提案内容を修正することが可能です。所属研究機関の事務代表者がシステム上の承認行為を行う

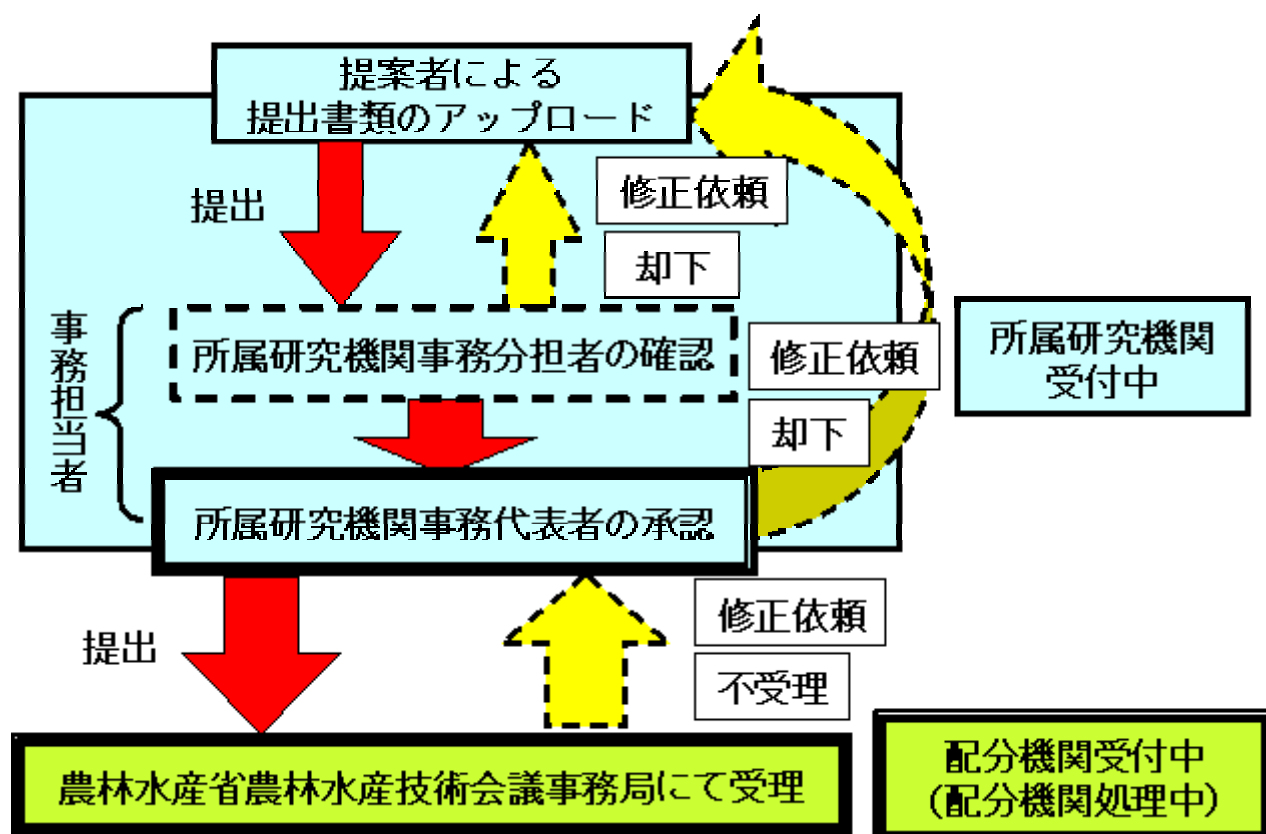
と、農林水産省に提出されたとの扱いとなります（「受付状況一覧」画面の受付状況が、「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」と表示されます。）。

なお、提出した応募書類を締切期限内に差し替え・修正を行う場合は、事前に農林水産技術会議事務局担当者までご連絡下さい（予め農林水産省側で、上書き禁止の解除操作を行わないと、応募書類をシステム上で修正することができません。）。

その場合、提出期限までに提出できない場合は、無効となります。

- ⑥ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧」画面の受付状況が「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」となっていない提案書類は無効となります。応募書類の受理状況を必ず確認して下さい。
- ⑦ 応募受付期限までに e-Rad による応募手続きの操作を必ず完了して下さい。応募受付期限前に e-Rad にログインした場合であっても、応募受付期限の時刻を過ぎてから所属研究機関の事務代表者が承認操作を完了した場合には操作自体が無効となりますのでご注意下さい（この場合、農林水産省に提案書類は提出されていません）。締切日間際に、応募者側のサーバーダウン等のトラブルが万が一発生した場合、e-Rad へのデータの入力ができなくなることが予想されますので、余裕を持って早めに（少なくとも締切り一週間程前には）データの入力を行って下さい。
- ⑧ e-Rad で、「受付状況一覧」画面の受付状況が「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」となった後、1 週間程度は、農林水産省担当者より、内容についての確認等の連絡をする場合がありますので、提案者と確実に連絡が取れるようにして下さい。

e-Rad による提案書類提出の流れ



「受付状況一覧」画面における「応募状況」の表示

作成中	提案者が入力途中の応募情報を一時保存した状態です。[再開]ボタンから応募情報の作成作業を再開することができます。
未確認	提案者が作成した自分の応募情報を提出していない状態です。[提出]ボタンをクリックしないと、応募情報は所属研究機関事務担当者に受け付けられません。
修正依頼	提出した応募情報に対して、所属研究機関事務担当者又は農林水産省担当者から修正依頼が入ってる状態です。[修正]ボタンから応募情報を修正し、再度提出して下さい。
所属研究機関受付中	応募情報が所属研究機関事務担当者に受け付けられた状態です。所属研究機関事務担当者から農林水産省の担当者にはまだ提出されていません。
配分機関受付中	提案者が提出した応募情報を事務代表者が承認し、農林水産省の担当者に受け付けられた状態です。
配分機関処理中	提出した応募情報は農林水産省の担当者に受理されました。
却下	提案者が提出した応募情報は、所属研究機関事務担当者が却下しました。却下理由は所属研究機関事務担当者に確認して下さい。
不受理	提出した応募情報は、農林水産省の担当者が不受理にしました。不受理理由は農林水産省の担当者に確認して下さい。

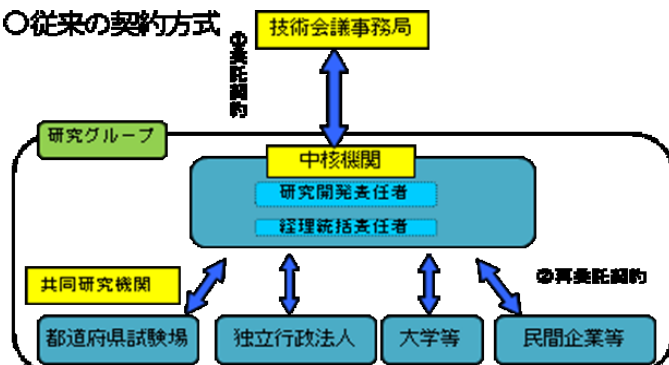
農林水産研究委託事業に係る新たな契約方式について

1. 趣旨

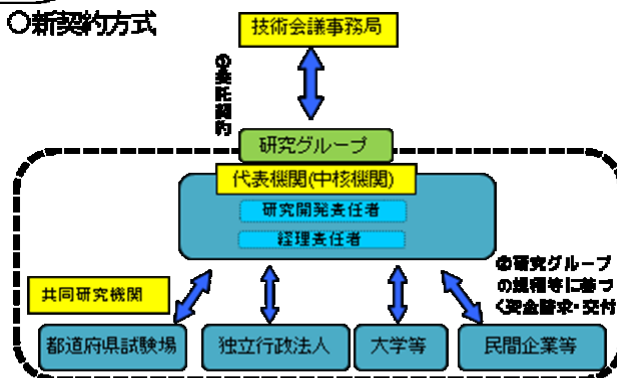
農林水産研究委託事業の契約については、これまで複数の機関が共同して研究を行う場合は、研究グループを構成し、当該研究グループの代表的な機関と農林水産省との間で委託契約を締結した上で、代表的な機関において、事業の一部を研究グループ内の共同研究機関と再委託契約を締結することにより委託事業を実施していただいていたところでした。

農林水産研究委託事業への応募、事業の実施に当たっては、複数の研究機関が共同して研究グループを構成していること及びその研究機関相互の関係を考慮し、従来の再委託方式から共同研究を実施しているという実態に即した契約方式に改め、研究機関が共同して構成した研究グループと農林水産省が契約することとします。

○従来の契約方式

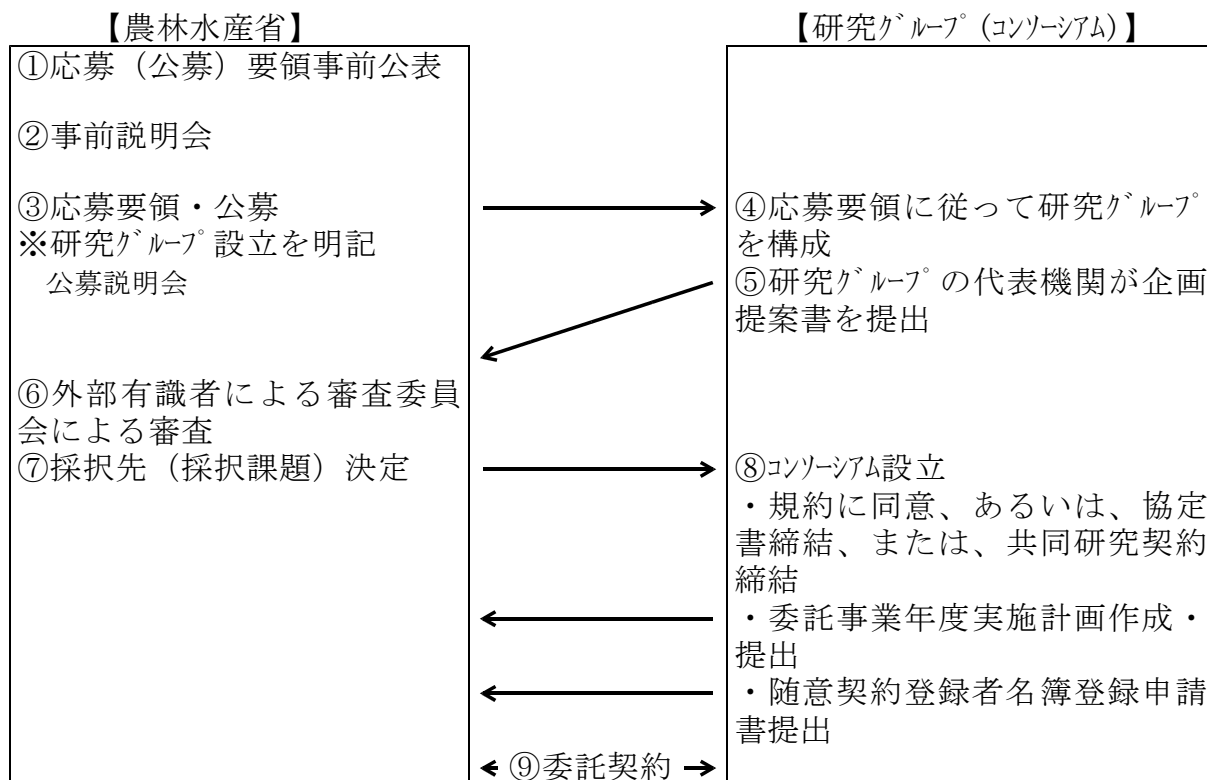


○新契約方式



※国は、研究グループ代表機関と契約。研究グループ内は、国との契約、研究グループとしての規約・規程等に基づく取引。執行は各研究機関が責任を持って実行。

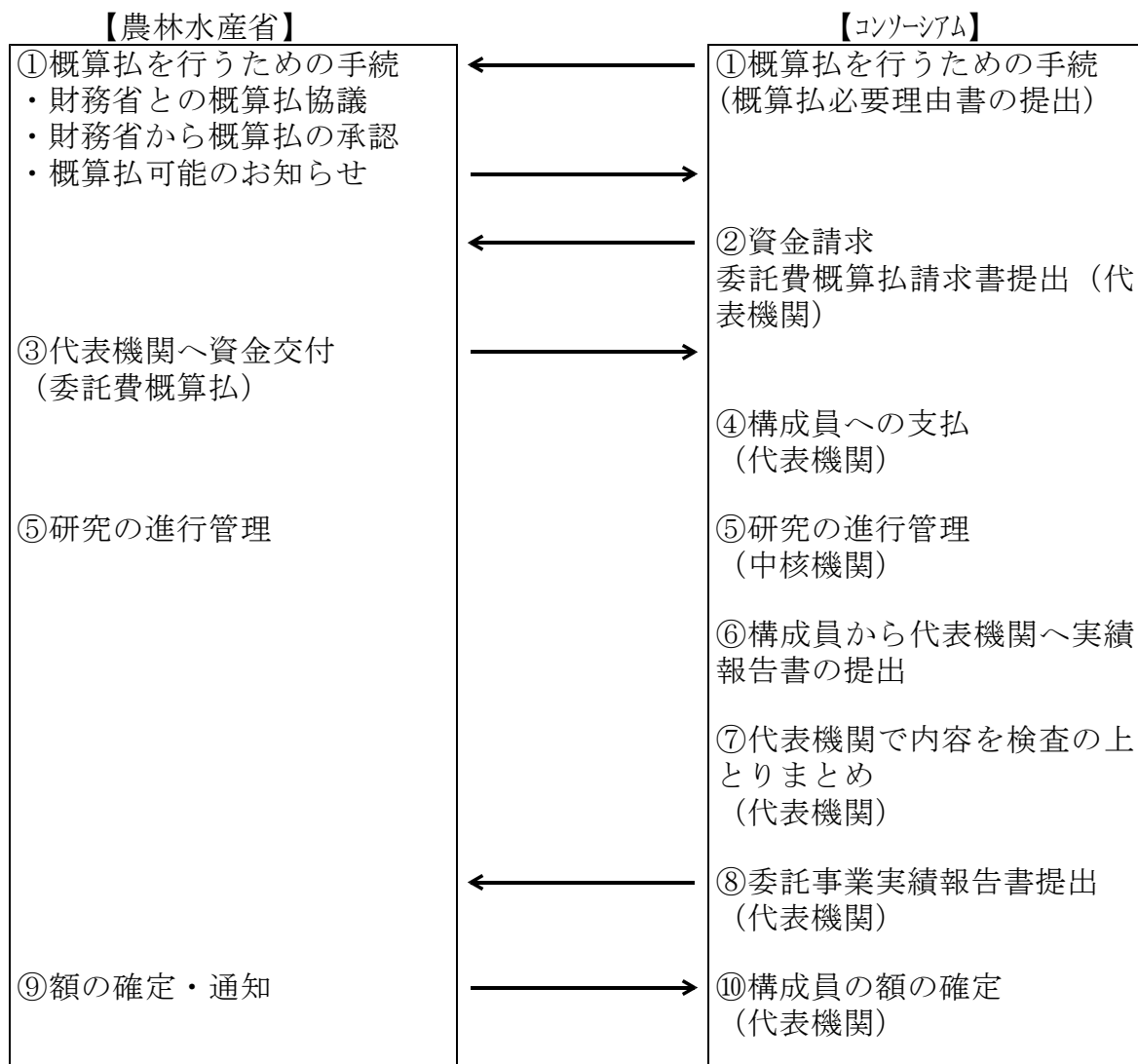
2. 公募から契約締結までの事務の流れ



※注1：⑧により、研究グループとして契約する体制を構築。

※注2：随意契約登録者名簿登録申請書は、農林水産省との契約を代表機関である法人名等で行う場合であって、農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する場合は提出不要。

3. 契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払の場合）



※詳しくは、「http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2011/project2011_new_expansion.htm」
をご参照下さい。